

中国の 「個人所得税法」 の改正について



ファーイースト・パートナーズ株式会社

代表取締役

朱 偉徳 Weide Zhu

1 個人所得税法の改正内容

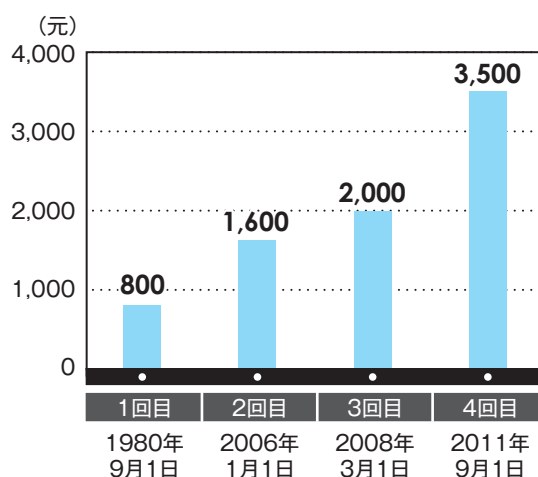
1978年の改革開放以来、中国は目覚ましい経済成長を遂げており、それに随伴した税制改革により、個人所得税の基礎控除額（1カ月あたり、以下同じ）が1980年9月の800元（約9,600円）から現在の3,500元（約42,000円）まで過去4回にわたり段階的に引き上げられてきました（図表1）。

4回目となる直近の改正では、個人所得税の基礎控除額が2,000元（約24,000円）から3,500元（約42,000円）まで大幅に引き上げられました（外国人は4,800元〔約57,600円〕で変わらず）。これにより、月収3,500元（約42,000円）以下の給与所得者の納税が免除され、個人所得税を納付する給与所得者は、8,400万人（約28%）から2,400万人（約8%）まで減少しました。これを受け、通年約1,600億元（約1.92兆円）の税収が減少すると予想（中国財政部税政局王建凡副局長の記者会見〔2011年6月30日〕での発言）されます。

また、累進税率が9段階から7段階へ簡素化され、40%および15%の税率が廃止されると同時に、第1級税率が5%から3%に引下げられました（図表2）。これにより、低中額給与所得者の税負担が軽減され、高額給与所得者の税負担が増加する

図表1

中国における1カ月あたりの
個人所得税基礎控除額の推移



（出典）中国 人力資源・社会保障部の資料に基づき筆者作成

ことになります。

2 個人所得税法改正の影響

今回の個人所得税法の改正が社会全体および日系企業へ与える影響を考えてみたいと思います。

第一に、今回の個人所得税の改正が所得の再配分において重要な役割を果たすことは明かです。課税所得の分岐点は、基本生活費等物価の上昇や生活支援を考慮した上で改正されました。これは低中所得層の税負担を軽減し、可処分所得を増加させ、消費増加・内需拡大に効果をもたらすと考えられます。

例えば月収が7,000元（約84,000円）の場合、**社会保険の自己負担額***1（養老保険・医療保険・失業保険・住宅公共積立金）1,600元（約19,200円）と所得基礎控除額3,500元（約42,000円）を差し引くと、1,900元（約22,800円）が課税対象額となります。

改正後の税率表（**図表2**の②）に基づいて計算すると、1,900元（約22,800円）×10%（第2級）の190元（約2,300円）から速算控除額の105元（約1,300円）を差し引いた85元（約1,000円）が納税額となります。これを**改正前**の所得基礎控除額2,000元（約24,000円）と税率表（**図表2**の①）に基づいた納税額385元（約4,600円）と比べると、その差は300元（約3,600円）と明かです。

図表2 個人所得税の税率表の改正内容

$$\text{納税額} = \text{課税所得額} \times \text{税率} - \text{速算控除額}$$

① 改正前

級数	課税所得額（月額） （元）	税率 （%）	速算控除額 （元）
1	500未満	5	0
2	500以上 2,000未満	10	25
3	2,000以上 5,000未満	15	125
4	5,000以上 20,000未満	20	375
5	20,000以上 40,000未満	25	1,375
6	40,000以上 60,000未満	30	3,375
7	60,000以上 80,000未満	35	6,375
8	80,000以上 100,000未満	40	10,375
9	100,000以上	45	15,375

② 改正後

級数	課税所得額（月額） （元）	税率 （%）	速算控除額 （元）
1	1,500未満	3	0
2	1,500以上 4,500未満	10	105
3	4,500以上 9,000未満	20	555
4	9,000以上 35,000未満	25	1,005
5	35,000以上 55,000未満	30	2,755
6	55,000以上 80,000未満	35	5,505
7	80,000以上	45	13,505

※ 社会保険の自己負担額と所得基礎控除額を差し引いた後の金額

次に、日系企業への影響を考えてみます。

図表2の計算式に基づき逆算すると、課税所得額が19,000元（約228,000円）を超えると増税となります。これは確実に、大多数の日本人駐在員に影響を与えるでしょう。特に、日系企業の場合、駐在員の個人所得税は会社負担としているケースが多いため、これによる企業の負担はさらに重いものになります。駐在員の給与を引き上げれば引き上げるほど、より高いコストを負担しなければならないこととなります。

また、周知のとおり、2011年10月15日から、外国人就労者の社会保険（養老保険・医療保険・失業保険・労災保険等）への加入が義務付けられました。日本人駐在員が、老後を中国で暮らしたり失業したりする可能性が極めて低い中、社会保険料の納付は無駄となるのではないかと懸念が出てきます。よって、「183日基準」（日中租税条約第15条により、年間183日以内の短期滞在者は免税される）に基づき、日本人社員の滞在期間を短くすることによ

*1 社会保険の自己負担額：地域により異なるが、北京の場合、個人負担は給料の約22%。

り社会保険料の負担を軽減するという対策を取りつつ、同時に日本人を中国人に代替して行くことも必要となると考えられます。

このような状況を受け、今後は、所得税や社会保険料のコストが比較的低い中国人をマネジメント層

に積極的に育成・登用していくことを考えることも必要となるのではないのでしょうか。



次回は日系企業での「ストライキ」への対策を考えてみます。